消 防 予 第 ４ ９ ２ 号
平成２５年１２月２７日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿

消　防　庁　次　長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成２５年政令第３６８号。以下「改正令」という。）、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成２５年総務省令第１２６号。以下「改正規則」という。）、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成２５年総務省令第１２７号。以下「特定小規模施設省令」という。）が平成２５年１２月２７日に公布されました。

今回の改正は、改正令において対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準の見直し、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うほか、改正規則等において消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準の見直し、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直し等を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第一　改正令に関する事項

１　対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準の見直し

対象火気器具等（火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、総務省令で定めるものをいう。）の取扱いに関し、火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準に、対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に消火器の準備をした上で使用することを追加したこと。（改正令による改正後の消防法施行令（昭和３６年政令第３７号。以下「令」という。）第５条の２第１項関係）

２　スプリンクラー設備の設置基準の見直し

スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもの（火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。）で延べ面積が２７５㎡未満のものを追加したこと。（令第１２条第１項関係）

⑴ 令別表第１（６）項ロ（１）及び（３）に掲げる防火対象物

⑵ 令別表第１（６）項ロ（２）、（４）及び（５）に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるものに限る。）

３　自動火災報知設備の設置基準の見直し

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもので延べ面積が３００㎡未満のものを追加したこと。（令第２１条第１項関係）

⑴ 令別表第１（５）項イに掲げる防火対象物

⑵ 令別表第１（６）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

４　消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等の見直し

消防機関の検査を受けなければならない防火対象物に、次に掲げるもので延べ面積が３００㎡未満のものを追加したこと。（令第３５条関係）

⑴ 令別表第１（２）項ニ及び（５）項イに掲げる防火対象物

⑵ 令別表第１（６）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

⑶ 令別表第１（１６）項イ、（１６の２）項及び（１６の３）項に掲げる防火対象物（前（１）又は（２）に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

第二　改正規則に関する事項

１　消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し

令別表第１（６）項ロ、（１６）項イ、（１６の２）項及び（１６の３）項に掲げる防火対象物（同表（１６）項イ、（１６の２）項及び（１６の３）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（６）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）に設ける消防機関へ通報する火災報知設備にあっては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとしたこと。ただし、自動火災報知設備の受信機及び消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター（常時人がいるものに限る。）に設置されるものにあっては、この限りでないものとした

こと。（改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号。以下「規則」という。）第２５条関係）

２　スプリンクラー設備の補助散水栓の基準の見直し

補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合の消防用ホースの基準について、所要の規定の整備を行ったこと。（規則第１３条の６第３項関係）

第三　特定小規模施設省令に関する事項

用語の定義において、特定小規模施設に、次に掲げるもので延べ面積が３００㎡未満のものを追加したこと。（特定小規模施設省令による改正後の特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第２条関係）

⑴ 令別表第１（５）項イに掲げる防火対象物

⑵ 令別表第１（６）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

⑶ 令別表第１（１６）項イに掲げる防火対象物のうち前（１）又は（２）に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの

第四　施行期日等に関する事項

１　施行期日に関する事項

⑴ 改正令の施行期日

改正令は平成２７年４月１日から施行するとことしたこと。ただし、第一１並びに２及び３の一部については、公布の日から施行することとしたこと。（改正令附則第１条関係）

⑵ 改正規則の施行期日

改正規則は、平成２７年４月１日から施行することとしたこと。ただし、第二２については、公布の日から施行することとしたこと。（改正規則附則第１項関係）

⑶ 特定小規模施設省令の施行期日

平成２７年４月１日から施行することとしたこと。（特定小規模施設省令附則関係）

２　経過措置に関する事項

⑴ 第一１の施行の際現に効力を有する消防法（昭和２３年法律第１８６号）第９条の市町村条例が改正後の令第５条の２第１項に規定する条例制定基準（以下「新基準」という。）に適合しないこととなる場合における同法第９条の市町村条例に係る基準については、平成２６年８月１日以前において新基準に従い当該条例の改正が行われるまでの間に限り、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第２条関係）

⑵ 改正令の施行の際、現に存する令別表第１（６）項ロ及び（１６）項イに掲げる防火対

象物（同表（１６）項イに掲げる防火対象物にあっては、同表（６）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下（２）において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（６）項ロ及び（１６）項イに掲げる防火対象物におけるスプリンクラー設備に係る技術上の基準については、平成３０年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第３条第１項関係）

⑶改正令の施行の際、現に存する令別表第１（５）項イ、（６）項イ及びハ、（１６）項イ並びに（１６の２）項に掲げる防火対象物（同表（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（５）項イ又は（６）項イ若しくはハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下（３）において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（５）項イ、（６）項イ及びハ、（１６）項イ並びに（１６の２）項に掲げる防火対象物における自動火災報知設備に係る技術上の基準については、平成３０年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第３条第２項関係）

⑷改正規則の施行の際、現に存する令別表第１（６）項ロ、（１６）項イ、（１６の２）項及び（１６の３）項に掲げる防火対象物並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（６）項ロ、（１６）項イ、（１６の２）項及び（１６の３）項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、平成３０年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第２項関係）

３　その他の事項

⑴消防法施行令の一部を改正する政令（平成２５年政令第８８号）について、所要の規定の整備を行ったこと。

⑵第一２中「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造」及び「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」については、別途規則の改正を行う予定であること。

⑶今回の改正令等の運用については、別途通知する予定であること。